

## 物価指数研究会（第16回）議事概要

- 1 日 時 令和2年3月4日（水） 10：00～12：00
- 2 場 所 総務省第2庁舎 7階中会議室
- 3 議 題 (1) 2020年基準改定計画（案）について  
(2) 小売物価統計調査の変更について（案）  
(3) その他
- 4 出席者 (委員等) 美添座長、舟岡委員、樋田委員、元山委員、會田委員、宇南山審議協力者、斎藤審議協力者  
(統計局) 佐藤調査企画課長、山形物価統計室長ほか
- 5 配布資料  
書類番号1-1 消費者物価指数2020年基準改定計画（案）の概要  
書類番号1-2 消費者物価指数2020年基準改定計画（案）  
書類番号2 小売物価統計調査の変更について（案）

### 6 主な意見等

#### 議題1 2020年基準改定（案）について

(品目改正について)

- 出産入院料を廃止品目とするとのことだが、このように政府の補助金によって世帯の支払額が減るといった場合、それを価格の下落と見なすのか、価格は同一で所得の保障と見なすのかで扱いが変わってくる。このような扱いについて、統一的な考え方はあるのか。また、幼稚園保育料を廃止し、保育所保育料は品目を継続するとのことであったが、幼児教育無償化の対象である4～6歳の調査はどのような扱いとなるのか。
- ⇒ 保育所保育料については、0～6歳までの保育料及び補助金に関して個々に調査し、その差額により指数を作成している。
- 補助金の取り扱いについての現行の対応は、ILOのマニュアルに沿ったものと認識しているが、今後のためにも再度、内容を確認いただきたい。
- POSデータにおいて、インターネット価格と店頭価格はどの様に統合しているのか。
- ⇒ POSデータには販売方法の区別はないため、特別な合成作業は行っていない。
- 品目の改廃に2020年の家計調査の結果は反映されるのか。
- ⇒ 実務上、2020年家計調査の結果を用いて品目改廃を判断するのは難しい。2020年以降に急速に消費状況が変わった品目は中間年見直しにおいて反映させる。
- 化粧石けんなどの品目に関しては、新型コロナウイルスの影響もあるため、無用の誤解が

生じたりしないよう、慎重に対応する必要があるのではないかと。

⇒ 家計調査担当と連携して直近の消費状況を確認し、検討していきたい。

(公表系列の見直しについて)

○ 年齢階級別の公表について、「60歳以上」、「65歳以上」は年平均しか公表しないのか。

⇒ 統計表のアクセス件数は、年平均は3%、月次は1%程度と、月次統計の利用はほとんどされていないことから、年平均のみの公表としたい。

○ 65歳以上を別掲で追加することには賛成だが、60～64歳、65～69歳という区分があると使い勝手が良いのではないかと。また、65歳以上は、働き手と年金受給者が混在する世代なので、有職と無職世帯をきちんと区分して分析した方がよい。

○ 75歳以上の区分もあった方がよいのではないかと。

○ 60歳以上を5歳で区分する意味はあるのではないかと。

⇒ 本日の意見を踏まえ、改めて検討する。

○ 消費税調整済指数は機械的に調整とあるが、具体的にどの様に算出しているのか。

⇒ 例えば、課税扱い品目は機械的に税率2%分上がったものとみなして算出している。

○ 昨年10月から作成されている消費税調整済指数は消費税以外に幼保無償化も除かれているが、どの様な経緯で作成されたのか。制度変更による影響を指数から除く場合、除外する制度の基準はあるのか。また、「消費税調整済指数」という名称も利用者に混乱を生じやすいのではないかと。

⇒ 消費税調整済指数については、日銀及び内閣府と協議の上、作成方法を決定している。

○ 作成方法などの情報提供については、これまでも積極的に取り組まれているが、さまざまな要望を受けて、さらに改善していくことが必要ではないかと。

(公表日程について)

○ かつて日本の統計は午後に公表されることがあったが、日本の統計を日本のマーケットで消化するために午前にするにしようとした経緯がある。公表時間を午後にするなら、むしろ翌営業日の朝に出す方がよいのではないかと。公表日を火曜日又は金曜日に公表しなければならない制約はあるのか。

⇒ 統計が一度に公表されると混乱するというユーザーの観点や、全国確報値の公表日を前倒ししたことによる業務の偏りを平準化させることを目的としている。公表日は特別な体制をとっているが、東京都区部速報値のマーケットにおける注目度を踏まえつつ、費用対効果を検討する必要がある。

○ 統計が一度に公表されることについては、利用者ごとにそれぞれの意見がある。東京都区部速報値が一般の人にとって重要かどうか分からないが、エコノミストとしては重要である。マーケットへの影響を考慮したいのであれば、やはり午後に公表するよりも、翌営業日の朝に公表される方がよいだろう。

○ 今のように物価がほとんど上昇していない時は良いが、物価が大きく変動した1960～1970

年代は先行指標として、大きな注目を浴びていた。マーケットに影響するような時には問題になるだろう。

## 議題2 小売物価統計調査の変更について（案）

（調査品目の変更について）

- ビッグデータの活用は統計調査に当たらないということであるが、POSデータによる集計結果のみでは、利用者にとってブラックボックス化してしまう恐れがある。POSデータがどういう情報を含み、どういう性質のものなのかについて、開示していくことも検討してはどうか。
- ⇒ POSデータは事業者等から提供された情報を使用していることから、公表できる情報に制約がある。今後、この様な制約を勘案した上で、公表できる範囲を検討していきたい。
- 宿泊料については、様々なサイトでクーポンによる値下げが行われているが、これらの割引の扱いはどうするのか。
- ⇒ クーポンは還付的な扱いであり、対象外としているので御理解いただきたい。

（調査方法の見直しについて）

- 現在の家賃調査は、国勢調査の調査区を用いて調査地区を抽出し、その調査地区内の民間借家世帯を調査対象としている。事業所を調査対象に変更した場合、抽出方法が変わるのか。また、報告義務者は誰になるのか。
- ⇒ 抽出方法は現行の方法を維持することを想定。調査員は、これまでと同様に、調査地区内の世帯が民間借家世帯かどうかの確認を行った上で、民間借家を賃貸又は管理する事業所に家賃等を調査することになる。報告義務者は、大家や不動産会社等の事業所になる。  
報告義務者を事業所に変更する場合、標本抽出も事業所ベースに変更するという選択肢もある。しかしながら、現行の消費者物価指数の民間家賃指数は、延面積別及び構造別に区分した指数を用いて算出しているため、家賃調査においても、この区分を考慮した民間借家ベースの層化抽出を行っている。  
事業所ベースによって、区分別民間家賃指数が作成可能かについて、十分な検討が必要なことから、現時点では現行の抽出方法を維持することを想定しているところ。
- 家賃調査の調査対象を世帯から事業所に変更することには賛成である。ただし、事業所の中でも大家からは回答を得られないことが多い。管理会社を最優先の調査対象とし、管理会社から回答が得られない場合に、大家や世帯に聞くといった優先順位をつけるなど、さらに整理が必要。また、不動産の仲介会社は過去の仲介情報をデータベースとして持っているはずなので、これを活用できれば、精度向上が期待できるのではないかと。
- ⇒ 複数の者に報告義務を課すことはできないため、法制面の整理なども行った上で、どのような方法がよいのか、あらためて整理する。

（集計事項の変更について）

- 人口15万人未満の市町村については、価格収集数が少なく、精度が十分ではないことを

理由に結果表の削除を検討しているということだが、小売物価統計調査の価格は代表的な店舗で調査された価格であり、「精度が十分でない」という理由だけでは弱いのではないか。人口 15 万人未満の市町村の価格動向は小売物価統計調査以外のデータソースから把握することは難しいため、結果表の削除は早計ではないか。

⇒ 調査負担やリソースの状況との兼ね合いも踏まえて検討したい。

以上